入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。

平成23年８月23日

支出負担行為担当官

長野地方法務局長　根岸　良一

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　20

平成23年６月14日（号外政府調達第109号２ページ）掲載の入札公告第１号「土地閉鎖登記簿電子化作業　一式」を取り消します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

平成23年８月23日

独立行政法人情報通信研究機構

契約担当理事　吉武洋一郎

◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13

１　掲載日

平成23年８月19日（号外政府調達第156号）

２　訂正内容

「契約担当理事　鈴木　茂樹」を「契約担当理事　吉武洋一郎」に、５⑴「Shigeki Suzuki」を「Yoichiro Yoshitake」にそれぞれ訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年８月23日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長　大場亮太郎

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第４号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　静岡刑務所炊場・講堂棟等新営（建築）工事

⑶　工事場所　静岡県静岡市葵区東千代田３丁目550－１他

⑷　敷地面積　66,140㎡（庁舎敷地面積）

1,920㎡（宿舎敷地面積の一部）

⑸　工事内容

ア　棟名　炊場・講堂棟　建物用途　調理場・体育館　構造・階数　Ｓ造３階　建築面積　1,923㎡　延べ面積　3,417㎡

イ　棟名　企画部門・領置庫棟　建物用途　庁舎　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　644㎡　延べ面積　1,288㎡

ウ　棟名　渡り廊下１　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　９㎡　延べ面積　19㎡

エ　棟名　渡り廊下２　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　９㎡　延べ面積　９㎡

オ　棟名　渡り廊下３　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　４㎡　延べ面積　８㎡

カ　棟名　２舎（耐震改修）　建物用途　収容棟　構造・階数　ＲＣ造４階　建築面積　369㎡　延べ面積　1,499㎡

キ　棟名　渡り廊下　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　29㎡　延べ面積　29㎡

ク　棟名　職員宿舎　建物用途　職員宿舎　構造・階数　ＲＣ造４階　建築面積　366㎡　延べ面積　1,418㎡

ケ　棟名　自転車置場　建物用途　自転車置場　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　24㎡　延べ面積　24㎡

コ　工事種目　建築一式工事

サ　その他　既存庁舎棟模様替（模様替面積約1,000㎡）、既存処遇管理棟模様替（模様替面積約1,260㎡）、工作物（単独運動場、南大門電動化、ゴミ置場、受水槽基礎、バルクタンク基礎）、外構、取壊し

シ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　平成25年10月31日まで（指定部分：企画部門・領置庫棟、渡り廊下３については、同24年７月31日まで、炊場・講堂棟、渡り廊下１、渡り廊下２、職員宿舎、自転車置場、工作物（ゴミ置場）、外構⑴、取壊し⑴については、同24年10月９日まで、既存処遇管理棟模様替、工作物（南大門電動化）、外構⑵、取壊し⑵については、同25年３月22日まで、既存庁舎棟模様替については、同25年７月31日まで）

⑺　使用する主要な資機材　鉄筋約370ｔ、コンクリート約3,700㎥、鉄骨約490ｔ、ガラス約630㎡

⑻　本工事は、工事施工期間中における施工計画等の技術的提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結等が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成23・24年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成23・24年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　平成８年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、地業工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積　2,500㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積　2,500㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事